

子ども未来投資給付金(多子世帯分)を支給します

物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯(多子世帯)の実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童を4人以上養育している人に子ども未来投資給付金(多子世帯分)を支給します。

子育て支援課 TEL22-6839

30692

給付額

児童1人当たり一律10万円

申請期限

令和5年2月28日(火)

▶対象児童 平成16年4月2日から令和4年12月31日までに出生した児童

▶支給対象者

①令和4年4月1日時点で山県市に住民登録がある人

②申請時点で山県市に住民登録がある人

③対象児童を4人以上養育する人

▶支給手続き 申請が必要です。必要書類を子育て支援課窓口まで直接提出または郵送してください。申請書に記載されている指定口座へ振り込みます。

▶提出書類

①山県市子ども未来投資給付金(多子世帯分)申請書

②本人確認書類(顔写真付きのもの)

③受取口座(申請者名義)を確認できる書類 ※金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)を確認できる部分

④養育する児童が1人でも別居している場合は、親子関係が分かる書類(戸籍謄本、戸籍抄本など)

詳しくは市HPをご覧ください。子育て支援課に問い合わせてください。

私の職場は、毎週ある社内勉強会で世代や部署の垣根を越えてグループワークなどに取り組んでいることで、他部署の人ともコミュニケーションをとることができ、とても相談しやすい環境ができています。また、

部署ごとの垣根がなく、誰にでも相談できる職場です。と語る山岸さんに話を聞きました。

＊わが社のさくら

・仕事の標準化に積極的に取り組んできたことで、誰かが休んでもカバーできる体制が整っている。
・毎週1回社内勉強会を実施し、世代や部署の垣根を越えて従業員が交流できる場を提供している。
・テレワークやMTG会議を積極的に取り入れて、多様な働き方ができるように職場環境を整えている。

＊ここがさくらカンパニー

16

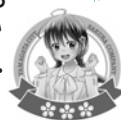
さくらステップ3

ミスターバルブ工業(株)

連載

さらっと輝く！

さくらカンパニー



市では、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に積極的な事業所を山県市さくらカンパニーとして認定しています。連載では、認定企業の取り組みを紹介します。

企画財政課 TEL22-6825

会社として継続的に仕事の標準化に取り組んできたことで、しっかりとマニュアルが整備されています。そのため、定時で帰ることができ、自分が休んでも他の人でカバーできるので有休が取りやすいと感じています。

社内では新商品開発や企画提案などさまざまなプロジェクトを行っています。幅広く意見を取り入れるためメンバーは立候補制にしています。若手社員も積極的に手を挙げて、自分の意見や考えを会社に伝えています。そういった環境が皆のやる気につながっており、とても活発で明るい職場になっています。



総務部総務係 山岸 彩香さん

その領収書、捨てないで！ 高校生の医療費を山県まちづくり振興券で助成

市では、高校生の保護者に山県まちづくり振興券で医療費を助成します。助成を希望する場合、申請が必要です。受付期間中に申請してください。

なお、対象者には7月上旬に案内を郵送しています。詳しくは、市HPをご覧ください。

▼助成対象医療費

保護者が市内に住所を有する期間に支払った、高校生などのお子さんの医療費の自己負担分。※下の表を参照

▼受付期間

令和5年1月4日(水)～2月15日(水)

8時30分～17時15分

※土・日・祝日は除く

※夜間窓口開設日 1月25日(水)

17時15分～20時

※休日窓口開設日 1月8日(日)、

2月12日(日) 9時～正午

▼申請場所 市民環境課②番窓口

▼提出書類

・申請書

・医療費明細書

・医療費領収書(原本)

・学生証、保険証など

問市民環境課 Tel 22-6827

ID 4967

令和4年度年齢別助成対象一覧表

令和4年4月1日現在

令和4年度	生年月日	助成対象の領収書	助成対象の医療費
高校1年生	H18.4.2生～H19.4.1生	R4.4.1～R4.12.31 高校入学からのもの	入院・外来、調剤、補装具、接骨院の自己負担分(保険対象分) ※文書料、予防接種費、食事代、差額ベッド代は除く ※スポーツ振興センターや高額療養費給付などで健康組合から補てんを受けた部分は対象外
高校2年生	H17.4.2生～H18.4.1生	R4.1.1～R4.12.31	
高校3年生	H16.4.2生～H17.4.1生		
卒業生	H15.4.2生～H16.4.1生	R4.1.1～R4.3.31 高校卒業までのもの	

※令和3年度に高校生だった人のR3.1.1～R3.12.31までの助成対象の領収書も受け付けます。

※助成対象の領収書の合計金額が1,000円未満の場合は対象外です。(1,000円単位)

福祉医療費助成制度のご案内

次の対象者に医療費の助成を行っています。制度の利用には申請が必要で、受付および審査後、該当する受給者証を交付します。また、住所、氏名、健康保険証が変更になったときは、受給者証、保険証をお持ちのうえ手続きしてください。

▼助成方法

・県内医療機関 保険証と一緒に受給者証を医療機関で提示してください。
・県外医療機関 自己負担分をいったん医療機関で支払い、後日、市民環境課または各支所で払い戻しの手続きをしてください。

問市民環境課 Tel 22-6827

ID 1008

重度の受給者証更新

現在交付している重度の福祉医療費受給者証の有効期限は9月30日です。所得審査後、9月中旬に該当者に案内通知書を郵送しますので手続きしてください。

▼受付期間 9月15日(木)～30日(金)

※土・日・祝日は除く

▼受付場所 通知書に記載

母子・父子家庭受給者証の更新

10月中旬に該当者に案内します。

名 称	対 象 者	受給者証	所得制限	助成額	対象医療
子ども医療費	0歳～小学校就学前までの児童	乳幼児	なし	保険診療の自己負担分の全額	入院・外来
	小学校1年生から中学校3年生までの児童	子ども			
母子家庭等医療費	・18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない母とその児童 ・父母のいない18歳未満の児童	母子家庭等	あり		
父子家庭医療費	18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない父とその児童	父子家庭			
重度心身障害者医療費	・身体障害者手帳(1～3級)所持者 ・療育手帳(A1、A2、B1)所持者 ・精神保健福祉手帳(1、2級)所持者 ・戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)の交付を受け、かつ、身体障害者手帳4級所持者	重度			